

次世代育成支援対策推進法に基づく 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全体が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1, 計画期間 令和6年12月1日から令和9年11月31日(3年間)

2, 目標1: 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員…取得率を100%にすること。

女性社員…取得率を100%にすること。

(対策) 各ユニット 各職場における休業者の業務カバー体制の件等

代替要員の人材確保

目標2: 令和9年11月までに、年次有給休暇の取得日数を一人あたり平均年間7日

以上とする。

(対策) 年次有給休暇の取得状況について実態を把握

有給休暇取得管理表から取得状況を取りまとめなどにより取得促進のための取組の開始